炭鉱労働者の雇用対策

「雇用対策年鑑」平成15年度版による

1. 炭鉱離職者臨時措置法の制定

戦後、石炭産業は傾斜生産方式がとられ、生産手段の近代化よりも大量の労働力投入が行われた。エネルギー革命の世界的潮流の中で石炭産業は構造的不況に陥り、高炭価、低能率の弱点を露呈し、これを立て直すために低能率炭鉱の整理、大幅な雇用の縮小に迫られた。昭和30年に石炭鉱業の合理化が始まる。

昭和34年、石炭鉱業審議会はスクラップ・アンド・ビルド政策を建議した。同年、第33回臨時国会において①広域職業紹介、②緊急就労対策事業、③職業訓練とともにこれを補完するものとして、④離職者の移住、⑤職業転換、⑥住宅確保のために国が資金援助を行う炭鉱離職者臨時措置法が成立した。

その後も終閉山が続き、離職者が集中発生した。

昭和37年、石炭鉱業調査団が編成され、同年10月第1次石炭鉱業調査団答申が行われる。答申内容は「石炭の経済性の回復が困難である」とし、①需給、②雇用、③企業経営、④地域経済の４見地から石炭問題の総合的解決をめざすものだった。

このうち、雇用対策は、生産規模5000万トンを基調に、①合理化離職者の再就職計画の策定、②政府機関による採用の促進、③炭鉱離職者手帳と就職促進手当支給制度の創設、④離職者用住宅の大量確保、⑤最低賃金制度の導入等を提言した。

政府は提言にもとづき、石炭対策大綱を決定し、昭和38年3月法改正を行った。

具体的には炭鉱離職者求職手帳を発行し、就職促進手当を支給しつつ、就職促進指導官によるきめ細かな個別指導により再就職を促進する「炭鉱離職者求職手帳制度」の創設である。

1. 昭和40年～50年(1965～1975)

昭和40年、山野、夕張等従大災害が相次ぐ。加えて生産、保安の立ち遅れにより、出炭不振が生じ、急激な収支採算が悪化した。

昭和41年、石鉱審答申－総合エネルギー政策の石炭の位置づけは5000万トン。過去の合理化で発生した債務1,000億円を財政資金で肩代わりする。

離職者対策では、石炭鉱業内部における配置転換の促進と離職者の年齢、生活環境の実態に即した援護対策をはかるとされた。

昭和41年、42年の法改正。①炭鉱から炭鉱への再就職の場合の移住資金の新設、自己開業資金の債務保証制度を新設した。

石鉱審第4次答申（昭和43年12月）では「なだらか閉山」を進め、閉山交付金の単価を引き上げた。「企業ぐるみ閉山」には、特別閉山交付金制度の新設により、①従業員の賃金、退職金等を手厚く見る、②産炭地域の振興、鉱害を円滑に処理するとした。

答申を受けて「今後の石炭対策について」(昭和44年1月)が閣議決定され、労働省は、①第2種移住資金の増額、②第2種移住資金調整額の新設、③産炭地域開発就労事業の新設、④求職手帳発給要件の緩和と法の有効期限の延長を行った。

特別閉山交付金制度は、新政策待ちの大小炭鉱の相次ぐ閉山となり、「なだらか閉山」は「なだれ閉山」と変じた。松島大島、宇部興産山陽無煙、羽幌、日炭若松のビルド鉱の大規模炭鉱が閉山した。

「企業ぐるみ閉山」は再就職困難者と若年労働者の再就職が課題となった。

1. 昭和46年～48年（1971～1973）

　昭和46年4月、本州唯一の大手炭鉱の常磐炭鉱が閉山し、4,700人の離職者が発生した。その後、常磐・茨城中郷鉱、住友・歌志内鉱、住友・奔別炭鉱、常磐・神ノ山鉱、日鉄・伊王島鉱など原料炭のビルド鉱の大手炭鉱が相次いで閉山した。

　昭和46年8月、ドルショック後、経済情勢は悪化したが、職安は閉山炭鉱離職者の3倍の求人を確保し、身障者、殉職未亡人、高齢者等の特別求人開拓を行い、自治体の福祉職員の求人を確保した。

昭和45年4月以降、石鉱審は第4次答申の懸案となっていた石炭鉱業の体制問題の検討を始めた。11月20日、原料炭、労務者確保の諸課題の対策を骨子とする中間答申が行われた。

その後、国内需要、内外原料炭の価格差が拡大し、公害規制の進行もあり、新情勢に対応する第5次答申（「長期石炭対策について」昭和47年6月29日）が行われた。第5次答申は国内炭の需要規模について昭和50年を基準点として2,000万トンし、対策の期限を48年度から51年度までの4年間とした。労働対策、離職者対策については、①適正な労働条件の確保、②求職手帳の在籍要件の改正、③炭鉱離職者事業の一層の充実、④石炭企業に対する新たな財務資金による第3次債務肩代わり、⑤各種助成の改善、⑥合理的な炭価ルールの確立、⑦保安対策の強化、⑧閉山・産炭地域振興対策費の実施を提言した。

政府は、閣議決定(昭和47年7月)を行い、48年5月、炭鉱離職者臨時措置法の一部改正をはかった。(求職手帳の発給要件緩和、法の有効期限の延長。新たに広域求職活動費の支給)

昭和48年度も閉山が相次ぎ、三菱大夕張、三菱高島端島鉱（軍艦島）が閉山した。

1. 昭和49年～50年(1974～1975)

昭和48年秋、中東戦争が勃発。石鉱審は12月、「エネルギー情勢の激変に伴う石炭政策について」（中間報告）、次いで「新しいエネルギー情勢に対応した石炭の長期展望について」（7月22日）を発表した。専門委員会の各種検討が進められた。

昭和50年7月、第6次答申「新総合エネルギー政策のもとにおける石炭政策について」が行われた。これは、当面10年間、資源エネルギーの安定供給の一環として石炭を可能な限り活用することを基本理念とし、①国内炭の生産維持、②海外炭の開発輸入を円滑に行い、③石炭利用技術の研究推進、④2000万トン生産体制を維持するために毎年1,000名以上の労働者の補充、⑤賃金、労働時間、職場環境の改善をはかるというものであった。

新石炭政策の実質的な初年度、貝島炭鉱、常磐炭鉱、無煙炭の大明炭鉱が閉山し、52年度には北炭夕張新ニ鉱が閉山した。新たな離職者は第3種移住資金等各種援護制度を活用し、再就職が促進された。

炭鉱離職者臨時措置法は、昭和52年3月31日までに廃止だったが、57年3月31日まで5年延長された。

1. 昭和53年～56年（1978～1981）

昭和53年度は、第6次石炭政策推進以来、初めて閉山がなかった。54年度には北炭夕張鉱から200人の離職者が発生した。

昭和54年、第2次石油危機が発生し、国際的に石炭量拡大の機運が高まり、油炭格差の逆転、内外炭価格差の縮小傾向など情勢変化が起きた。

国内的にも石炭対策関係諸法律の期限切れが57年に到来する事情があった。

昭和55年「石炭政策に関する件」が衆院石特委員会で全会一致、決議される。

政府は、昭和55年8月、石鉱審に諮問を行い、1年後、第7次答申「今後の石炭政策の在り方について」（55.8）がとりまとめられた。基調は石炭企業の自助努力、政府の施策、需要業界の努力で年産2000万トン程度の達成を目指し、①事業の共同化、企業提携による既存炭鉱の合理化、②新規炭鉱の開発、消滅鉱区の再開発、③保安対策の強化、④石炭企業の収支の健全化を推進すべきというもの。

炭鉱離職者臨時措置法は昭和62年3月31日まで延長された。

第7次答申（8月）後、昭和56年10月16日、北炭夕張炭鉱夕張新炭鉱のガスと出事故（93年死亡、39人重軽傷）が発生した。

炭鉱離職者臨時措置法による各種給付金は昭和56年6月8日以降、雇用対策法にもとづいて支給されることになる。

1. 昭和57年～60年(1982～1985)

　北炭夕張鉱は、昭和57年4月30日、会社更生法の開始の決定を受け、更生を探ったが、10月9日には事実上の閉山、14日には全員解雇（解雇者数2,039人、保存残務で520人再雇用）を行った。

　昭和58年、通産大臣が「新会社断念」を下し、北炭夕張鉱は清算に入った。新旧労務債は140億5000万円に達していた。

　昭和58年度は、北炭・幌内炭鉱、住友・赤平炭鉱で合理化が行われ多数の離職者が発生した。また、最優良炭鉱と言われた三井・三池有明鉱において火災（83人死亡、16人重軽傷）が発生した。

　昭和59年度においては、三井・砂川の合理化、昭和60年度には三菱・南大夕張でガス爆発事故（死者62名、24人重軽傷）が発生した。

1. 昭和61年～平成3年(1986～1991)

第7次石炭政策（昭和57年度～61年度）は、第2次石油危機を契機とする世界的なエネルギー需給のひっ迫と石炭見直し機運のなかで策定され、国内炭は2000万トン体制の維持をはかろうとする比較的安定して推移してきた。

その後、国際エネルギー需給は緩和基調に急展し、円高により内外価格差は大幅に拡大した。さらに鉄鋼等の経営環境が変貌し、第7次策の想定と大きくかい離する状況となった。

　第8次答申（61年11月）「今後の石炭政策の在り方について」は円高の急進展を背景に、基準単価、需要業界の在り方、原料炭等を審議した。答申は、これまでの「生産を前提として需要を確保する」から「需要動向を勘案した生産体制」とすべきであるとし、1000万トン体制を打ち出した。

　労働省は、昭和61年11月18日に石炭鉱業を特定不況業種に指定し、離職者諸対策の総合的実効確保に入った。

　昭和62年度より、就職支度金の増額、民間賃貸住宅入居援助措置の創設、特定求職者雇用開発助成金の年齢要件の撤廃し、炭鉱離職者臨時措置法を5年間延長した。

　第8次政策下では、三菱石炭鉱業高島鉱業所（昭和61年11月）、三井石炭鉱業砂川鉱業所、住友石炭赤平炭鉱赤平鉱業所、北炭真谷地炭鉱真谷地鉱業所の閉山、昭和63年、三井石炭鉱業芦別鉱業所の合理化、北炭幌内炭鉱幌内鉱業所、三菱石炭鉱業南大夕張鉱業所の閉山など約1万2000人に炭鉱労働者が離職した。

1. 平成4年～（1992～）

「ポスト8次石炭政策」は平成3年6月の石鉱審答申を受けたものである。90年代を構造調整の最終段階と位置づけ、4年度から13年度を政策期間とした。

　平成4年3月、炭鉱離職者臨時措置法の改正し、「炭鉱労働者等の雇用の安定に関する臨時措置法」（炭鉱労働者雇用安定法）とした。

　平成10年には、「現行の石炭政策の円満な完了に向けての進め方」が諮問され、三井芦別（平成4年9月、370人）、住友赤平（平成６年2月、430人）、空知炭鉱（平成７年3月、560人）、三井三池（平成9年3月、1300人）が次々に閉山した。

　平成13年、池島炭鉱（11月、下請け関連を含め1200人）、平成14年、国内最後の稼働炭鉱である太平洋炭鉱（1月30日、下請け関連を含め1500人）が閉山した。

1. 現行の石炭政策の円満な完了に向けて

炭鉱労働者対策は、炭鉱離職者雇用安定法は廃止され、平成14年3月31日をもって終了した。経過措置は法の廃止前の離職者に対し、3年間、各種給付が行われた。